

県を被告(当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。)として、提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。)

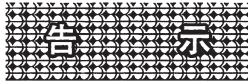
様式第5号の備考を次のように改める。

- (備考) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告(当該訴えにおいて長野県を代表する者は、長野県公安委員会となります。)として、提起することができます(なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると提起することができなくなります。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課



長野県告示第222号

社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第293号)は、廃止します。ただし、この告示による廃止前の社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱第10の規定は、同要綱の規定による補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、なお効力を有します。

平成17年 4月21日

長野県知事 田 中 康 夫

厚生課

長野県告示第223号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年 4月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称 箕輪町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 箕輪都市計画下水道事業 箕輪町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年11月20日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 平成元年長野県告示第796号、平成6年長野県告示第866号、平成7年長野県告示第661号、平成9年長野県告示第647号、平成12年長野県告示第357号及び平成13年長野県告示第431号の事業地に長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字やじろの全部を加え、大字中箕輪、字本の池、字御社宮寺、字馬瀬口、字つく田、字西所、字神明原、字池の御堂、字犬吠、字大久保、字北原、字細畑、字長田、字やしろ、字土の山、字堂前、字赤坂、字富士山、字中村林、字蟻ヶ林、字長田中島、字真勝沢、字峯林及び字大持久保の各一部を加え、大字中箕輪、字高見下、字北原、字山口、字上溝、字下原、字南原、字前河原、字下河原、字嵐前、字古城、字熊野の各一部の事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県長野地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成17年4月1日、次のとおり売りさばき人の名称変更の届出がありました。

平成17年 4月21日

長野県長野地方事務所長 堀 内 清 司

	売りさばき人の名称	住 所
新	株式会社 NNサービス	須坂市大字八町1337-1
旧	倉島総業 株式会社	

会 計 課

## 長野県公安委員会告示第5号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年4月21日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

指 定 を 受 け た 者			特定講習を行う事務所		変 更 事 項		変 更 年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
浅間商事株式会社	佐久市岩村田 748番地	室 作 和 雄	浅間自動車学校	佐久市中込3032 番地	佐久市岩村田 748番地	佐久市大字岩村 田748番地	平成17年 4月1日
					佐久市中込3032 番地	佐久市大字中込 3032番地	

東北信運転免許センター

## 長野県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年4月21日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

認 定 を 受 け た 者			教育に使用する施設		変 更 事 項		変 更 年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
有限会社佐久川 西自動車学校	佐久市甲1951番 地2	井 口 恒 雄	佐久川西自動車 学校	佐久市甲1951番 地2	佐久市甲1951番 地2	北佐久郡浅科村 甲1951番地2	平成17年 4月1日
浅間商事株式会社	佐久市岩村田 748番地	室 作 和 雄	浅間自動車学校	佐久市中込3032 番地	佐久市岩村田 748番地	佐久市大字岩村 田748番地	
					佐久市中込3032 番地	佐久市大字中込 3032番地	
株式会社佐久自 動車学校	佐久市猿久保35 番地7	中 川 正	佐久自動車学校	佐久市猿久保35 番地7	佐久市猿久保35 番地7	佐久市大字猿久 保35番地7	
株式会社臼田自 動車教習所	佐久市臼田1344 番地	中 川 正	臼田自動車教習 所	佐久市臼田1344 番地	佐久市臼田1344 番地	南佐久郡臼田町 大字1344番地	

東北信運転免許センター

## 選告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成17年4月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

表中

「	松本市里山辺地区福祉ひろば	〃	大字里山辺910番地1	〃	」
を					
「	松本市里山辺地区福祉ひろば	〃	大字里山辺2930番地1	〃	」

に、

「	松本市白板地区福祉ひろば	”	城西1丁目4番16号	”	」
を					
「	松本市白板地区福祉ひろば 松本市安曇基幹集落センター 松本市乗鞍観光センター 松本市梓川老人福祉センター 松本市梓川農村環境改善センター 松本市松南地区福祉ひろば	”	城西1丁目4番16号 安曇2741番地1 安曇4306番地5 梓川梓2293番地2 梓川梓2285番地 双葉4番8号	”	」
に、					
「	臼田館 田口会館 切原会館 青沼会館	南佐久郡臼田町大字臼田140-1 ” ” 大字田口2886-1 ” ” 大字中小田切94-1 ” ” 大字入沢1080-1		臼田町選挙管理委員会 ” ” ”	」
を					
「	臼田館 田口会館 切原会館 青沼会館 御鹿の郷地域ふれあいセンター 布施地域コミュニティセンター 佐久市桜ヶ丘地域ふれあいセンター 望月地域コミュニティセンター 駒の里ふれあいセンター 佐久市浅科福祉センター	佐久市臼田140番地1 ” 田口2886番地1 ” 中小田切94番地1 ” 入沢1080番地1 ” 春日2714番地1 ” 布施1701番地1 ” 協和5254番地1 ” 望月143番地1 ” 望月303番地 ” 八幡494番地		” ” ” ” ” ” ” ” ” ”	」
に、					
「	御鹿の郷地域ふれあいセンター 布施地域コミュニティセンター 望月町桜ヶ丘地域ふれあいセンター 望月地域コミュニティセンター 駒の里ふれあいセンター 立科町福祉センター 浅科村地区福祉センター	” 望月町大字春日2714-1 ” ” 大字布施1701-1 ” ” 大字協和5254-1 ” ” 大字望月143-1 ” ” 大字望月303 ” 立科町大字芦田2520 ” 浅科村大字八幡494番地		望月町選挙管理委員会 ” ” ” ” 立科町選挙管理委員会 浅科村選挙管理委員会	」
を					
「	立科町福祉センター	”	立科町大字芦田2520番地	”	立科町選挙管理委員会
に、					
「	穂高町西穂高会館 梓川村老人福祉センター	” ”	大字柏原2801番地7 梓川村大字梓2283番地2	”	梓川村選挙管理委員会
を					
「	穂高町西穂高会館	” ”	大字柏原2801番地7	”	」

に改める。

選挙管理委員会

## 長野県計量検定所告示第1号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成17年4月21日

長野県計量検定所長 小林 治 男

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小県郡青木村	5月23日(月)	午前10時から 午前11時30分まで	小県郡青木村大字田沢3252番地 青木村文化会館
小県郡武石村		午後1時30分から 午後3時30分まで	小県郡武石村大字下武石688番地 信州うえだ農業協同組合 武石支所野菜選果場
小県郡丸子町	5月24日(火)	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時30分 まで	小県郡丸子町大字上丸子1488番地 丸子町文化会館
小県郡和田村	5月25日(水)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	小県郡和田村2872番地 和田村役場
小県郡長門町のうち大字大門	5月26日(木)	午前10時30分から 正午まで	小県郡長門町大字大門1161番地1 大門基幹集落センター
小県郡長門町のうち大字古町及 び長久保		午後1時30分から 午後3時30分まで	小県郡長門町大字古町2803番地 古町中央公民館
小県郡真田町のうち大字長(菅 平地区)	5月27日(金)	午後1時から 午後3時まで	小県郡真田町大字長1223番地の1751 菅平高原国際リゾートセンター
小県郡真田町のうち大字本原、 長(菅平地区を除く。)及び傍 陽	5月30日(月)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	小県郡真田町大字長7199番地の1 真田町中央公民館
東御市のうち滋野及び田中地区	5月31日(火)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	東御市県288番地4 東御市中央公民館
東御市のうち和及び祢津地区	6月1日(水)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 まで	東御市鞍掛197番地 東御市総合福祉センター
中野市のうち豊田地区(旧豊田 村)	6月2日(木)	午後1時から 午後4時まで	中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター
下水内郡栄村のうち秋山地区	6月3日(金)	午前9時30分から 午前11時まで	下水内郡栄村大字塚18281番地 秋山郷活性化センター とねんぼ
下水内郡栄村のうち西部地区及 び東部地区		午後1時から 午後3時まで	下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場
下高井郡木島平村	6月7日(火)	午後1時から 午後4時30分まで	下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場
下高井郡野沢温泉村	6月8日(水)	午前9時から 正午まで	下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館
下高井郡山ノ内町のうち大字平 穏、佐野、戸狩及び寒沢	6月9日(木)	午後1時から 午後4時30分まで	下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター
下高井郡山ノ内町のうち大字夜 間瀬	6月10日(金)	午前9時から 正午まで	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター

木曽郡木祖村	6月15日(水)	午前10時から 正午まで	木曽郡木祖村大字藪原250番地2 木祖村転作研修センター
木曽郡木曽福島町		午後1時から 午後4時30分まで	木曽郡木曽福島町5787番地の3 木曽福島会館
木曽郡日義村	6月16日(木)	午前9時30分から 午前11時まで	木曽郡日義村1602番地 日義村役場
木曽郡上松町		午後1時から 午後4時まで	木曽郡上松町大字上松159番4 長野県木曽勤労者福祉センター
木曽郡開田村	6月17日(金)	午前9時30分から 午前11時まで	木曽郡開田村大字西野623番地の1 母子健康センター
木曽郡王滝村	6月20日(月)	午後1時から 午後2時まで	木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター
木曽郡三岳村		午後3時から 午後4時30分まで	木曽郡三岳村6311番地 三岳村公民館
木曽郡南木曽町	6月21日(火)	午前9時から 正午まで	木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場
木曽郡大桑村		午後1時30分から 午後3時まで	木曽郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所
駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢 (吉瀬を除く。)	6月27日(月)	午後1時から 午後3時まで	駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館
駒ヶ根市のうち福岡、市場割、 上赤須、吉瀬、町2の4～13、 町3の1、町4及び下平	6月28日(火)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
駒ヶ根市のうち町1、町2の 1～3、町3の中央、南割、中 割、北割、小町屋及び上穂町	6月29日(水)	午前10時30分から 正午まで及び午後 1時から午後3時 30分まで	駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所
塩尻市(旧榑川村)のうち榑川 地区	7月4日(月)	午前10時から 午前11時30分まで	塩尻市大字榑川2221番地 榑川公民館
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ 原区を除く。)		午後1時から 午後4時まで	塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所
塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ 原区に限る。)	7月5日(火)	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時30分 まで	塩尻市大字宗賀71番地 塩尻市農業協同組合宗賀支所 桔梗ヶ原出張所
塩尻市のうち北小野地区	7月6日(水)	午前10時30分から 午前11時30分まで	塩尻市大字北小野48番地 北小野公民館
塩尻市のうち塩尻東地区		午後1時から 午後2時まで	塩尻市大字塩尻町648番地1 塩尻東支所
塩尻市のうち洗馬地区		午後3時から 午後4時まで	塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター
塩尻市のうち片丘地区	7月7日(木)	午前10時から 午前11時まで	塩尻市大字片丘4758番地7 多目的研修センター
塩尻市のうち広丘地区		午後1時から 午後4時まで	塩尻市大字広丘野村1713番地1 広丘公民館
塩尻市のうち大門地区	7月8日(金)	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	塩尻市大門6番町5番27号 塩尻市立体育館
飯山市のうち木島地区	7月11日(月)	午後1時から 午後4時30分まで	飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター
飯山市のうち岡山地区	7月12日(火)	午前9時から 午前9時30分まで	飯山市大字照岡485番地イ 飯山市岡山小学校

飯山市のうち太田地区		午前10時30分から 正午まで	飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター
飯山市のうち瑞穂地区		午後1時30分から 午後3時まで	飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター
飯山市のうち常盤地区	7月13日(水)	午後1時から 午後2時30分まで	飯山市大字常盤7425番地 飯山市振興公社 桜広場交流施設千曲川
飯山市のうち富倉、柳原及び外 様地区		午後3時30分から 午後5時まで	飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター
飯山市全域	7月14日(木)	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所
佐久市臼田地区(旧臼田町)	7月20日(水)	午前11時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	佐久市下越16番地5 佐久市あいとぴあ臼田
南佐久郡小海町	7月21日(木)	午後1時から 午後3時まで	南佐久郡小海町大字小海4218番地2 小海町公民館
南佐久郡佐久穂町(旧八千穂村)	7月22日(金)	午前9時から 午前11時まで	南佐久郡佐久穂町大字畑143番地1 佐久穂町八千穂福祉センター
南佐久郡佐久穂町(旧佐久町)		午後1時から 午後3時30分まで	南佐久郡佐久穂町大字海瀬2570番地 佐久穂町生涯学習館
南佐久郡南相木村	7月25日(月)	午前11時から 午前12時まで	南佐久郡南相木村3525番地1 南相木村役場
南佐久郡北相木村		午後2時から 午後3時30分まで	南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館
南佐久郡川上村	7月26日(火)	午前9時から 午前11時まで	南佐久郡川上村大字大深山525番地 川上村中央公民館
南佐久郡南牧村		午後1時から 午後3時まで	南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館
南安曇郡堀金村	7月27日(水)	午前10時から 正午まで	南安曇郡堀金村大字烏川2750番地1 堀金村役場別館
南安曇郡三郷村		午後1時30分から 午後3時30分まで	南安曇郡三郷村大字明盛4775番地 三郷文化公園体育館
東筑摩郡明科町	7月28日(木)	午前9時30分から 正午まで	東筑摩郡明科町大字中川手6824番地1 明科町役場
南安曇郡豊科町		午後1時30分から 午後4時まで	南安曇郡豊科町大字豊科4153番地1 豊科町保健センター
南安曇郡穂高町	7月29日(金)	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時30分 まで	南安曇郡穂高町大字穂高6658番地 穂高町役場本庁舎西

産業技術支援課